

自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

函館 運輸支局長 殿		申請年月日		令和7年 月 日				
申請者等	住所	〒 049 - 2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1		フリガナ 担当者氏名	ミサワ タクミ 三澤 拓海			
	フリガナ	モリマチ		担当者 所属	企画振興課			
	名称	森町		TEL/FAX	01374-7-1283/01374-2-3244			
	フリガナ	オカジマ コウスケ		E-mail アドレス	lewan-shinko@town.hokkaido-mori.lg.jp			
	代表者名	岡嶋 康輔						
登録年月日	令和5年3月22日	登録番号	北函交 第 2 号	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 交通空白地有償運送 <input type="checkbox"/> 福祉有償運送			
登録事項等								
路線 又は 運送の 区域	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地			キロ程			
	路	起点				km		
		終点						
	線	(主な経過地)				km		
		起点						
終点								
(主な経過地)								
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙1のとおり								
運送の区域								
事務所	名称	濁川・駒ヶ岳赤井川		位置	茅部郡森町字森川町291番地134			
		尾白内・砂原			茅部郡森町字森川町99番地2			
事務所ごとに 配置する自家 用有償旅客運 送自動車の数 及びその種別 ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回 転 シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()		()
	持込	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※
	軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。							
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)								
運送しようとする 旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲						
	交通空白地有償運送	<input checked="" type="checkbox"/> 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (<input type="checkbox"/> 複数乗車を行う) (<input type="checkbox"/> 観光客を含む) (<input type="checkbox"/> 来訪者を含む)	<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
		<input type="checkbox"/> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者						
		<input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
		<input type="checkbox"/> 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
<input type="checkbox"/> 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者								
<input type="checkbox"/> 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)								
<input type="checkbox"/> その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
路線又は運送区域ごとの対価の額	別紙のとおり							
事業者協力型自家 用有償旅客運送	名称				住所			
	名称				住所			

路 線 一 覧

系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地	キロ程
濁川線①	起点 茅部郡森町字濁川253番地25	20.000 km
	終点 茅部郡森町字森川町228番地18	
	(主な経過地) 国保病院	
濁川線②	起点 茅部郡森町字濁川49番地	35.000 km
	終点 茅部郡森町字森川町228番地18	
	(主な経過地) 石倉	
駒ヶ岳 赤井川線	起点 茅部郡森町字赤井川252番地40	28.000 km
	終点 茅部郡森町字森川町228番地18	
	(主な経過地) 駒ヶ岳	
砂原線	起点 茅部郡森町字砂原3丁目192番地1	16.600 km
	終点 茅部郡森町字上台町326番地	
	(主な経過地) 尾白内	
尾白内線	起点 茅部郡森町字尾白内町22	6.100 km
	終点 茅部郡森町字上台町326番地	
	(主な経過地) 東森	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	

事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

事務所名	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
濁川・駒ヶ岳赤井川	所有					2		2
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	1 ※	※	1 ※
		()	()	()	()	()		()
尾白内・砂原	所有					4		4
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()		()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()		()
合 計						6		6
		()	()	()	()	(1)		(1)

- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車:車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車:ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・セダン等:交通空白地有償運送においては、バス以外の車両
福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス:乗車定員11人以上の自動車(福祉有償運送においては使用できない。)